

孟森氏の「清太祖告天七大恨之眞本研究」（史學第一期）
 と、併せて鴛淵・戸田兩氏合著「清の太祖の七宗
 惱恨に就いて」（史學研究第六卷
 第三號所載）とを讀む。

今 西 春 秋

こゝに紹介せんとする右二論文は、本年春殆んど時を
 同うして發表せられたものである。

清の太祖の天命三年四月に於ける所謂告天七大恨の、
 實は對明七大恨の宣言が、清朝の興起に如何に重要な意
 義を持つものであるかは、七大恨宣言後の太祖の明に對
 する舉措そのものによつて明瞭に語られてゐる。太祖が
 果して幾何程度にまで明國攻取の意を有つたものである
 かに就ては、尙考究の餘地ありとしても、この宣言後、
 太祖の對明態度が俄然積極的に進展したことは事實であ
 る。撫順、清河の攻略から翌天命四年二月、三月の交に
 於ける薩爾滸の一戦は殆んど清朝の興起に決定的な地位

を與へたものであり、太祖終世の快事であつたに相違な
 い。尤も七大恨の宣言によつて、太祖がかく迄、大々的
 に對明戰役を惹起することを考へたかどうかは分らな
 い。然し宣言後の經過乃至結果のみから見ても、該七大
 恨の宣言が清朝興起の一大契機であつたことは認めねば
 なるまい。清人の祖功を説くもの、盡く先づ太祖の七大
 恨を冒頭にして大呼特筆する所以、瞭々として會得に苦
 しまぬ次第である。

七大恨研究の本義はもとよりその個々の條から全條に
 互る史實の如何を檢討し、惹いて以て清朝興起の歴史の
 一端を明瞭ならしめんとするにあるであらう。然し右二
 論文は、共に未だこの點に關する考察には及んでゐな
 い。それは實に種々の形で傳へられたこの七大恨なるも

のに就いては、一體何れが七大恨原來の形であつたか、先づ考へられねばならなかつたからであつて、共に研究の第一段を固むる態度として當然であらう。 鴛淵先生

(以下單に鴛淵先生の所論と略稱) が主として滿文老檔の七大恨を舉示し

三朝遼事實錄を除いては其他に見ゆる七大恨がこれと大差なきものであることを述べられたのに對して、孟森氏が又、天聰四年正月日付の木刻掲榜七大恨文なる珍物を紹介掲出し、これこそ七大恨の眞本であらうと研究を進めた所に、兩々夫々の興味と示唆とを與へられたのであつた。然し此等二研究特に孟森氏研究の結論に對しては聊か私は見を異にするものがある。以下右兩論の概要紹介にあたり、併せて若干卑見の開陳を試みようとするものは、主として孟森氏に對する異見である。又兩氏の論文に對する讀後感である。未だ私自ら稱する所の七大恨研究の本義などには及ぶものでないことを最初にお斷りしておき度い。

一

清初史實の研究にあたつて、當然第一に注目せられなければならないものは、言ふ迄もなく滿文老檔である。

鴛淵先生は先づ滿文老檔天命三年四月十三日の條に掲げられた七大恨文を譯出し、次いでこれを漢文武皇帝實錄所記の七大恨文と對照せしめられた。蓋し滿文老檔所記の七大恨を以て最も重要なものと思惟され、漢文で作られた七大恨文では武皇帝實錄記載のものが最も古いと考へられたが故に他なるまい。孟氏は滿文老檔は顧みなかつた。滿文老檔は顧みなかつたが、氏も亦漢文太祖實錄記載の七大恨中、武皇帝實錄所記のものを以て最も古形を有するものとして、此を初めに舉げた。而して孟、鴛淵兩氏共に文字の形から見れば、實錄中この七大恨文は最も古形を存するものであるが、文意からすれば、乾隆修纂太祖實錄、滿洲實錄、及び開國方略、東華錄等に收載せられたそれに、殆んど何等差別ない旨を指摘せられた。つまり天命三年四月の告天七大恨記事に關する限り清朝の記錄には、文意の上の變異改竄は無かつたわけである。變異改竄のあつたのは若干の文字面に就てである。さきに私は、史林第二十卷第三、四號誌上に「清三朝實錄の纂修」と題し、滿文老檔より乾隆修定三朝實錄作製までの經過に就いて少許論ずる所あり、太祖實錄纂修の次第に就いては、滿文老檔に加ふるに幾何かの漢蒙文

資料を以て太祖實錄圖(滿洲實錄の原)を成し、太祖實錄圖の圖を除いたものが、恐らく武皇帝實錄であらうとしたが、この次第は告天七大恨の記事に就いても明瞭に看取せられる。たゞ史林誌上では未だ滿文老檔と實錄滿文とを比較するを得ず、滿文老檔と實錄漢文(武皇帝實錄、滿洲實錄の漢文等)との比較によつて其の大概を推測したのであつたが、近頃完全な滿洲實錄の影印本を見得る様になつたし、鴛洲先生も亦七大恨所論發表當時、實錄の滿文を見得ざるを遺憾とせられたので幸ひ今、ちきの卑説補足の意味に於ても、滿文老檔と滿洲實錄滿文との七大恨記事を併せ掲げてみたい。(老檔の方を底として掲げ、實錄の老檔に相違する部分だけを括弧内に入れて示した。老檔の語文は鴛洲先生の翻譯に依る。)

duin biyai juwan ilan i tasha inengi meihe erinde
四 月 十 三 日 寅 日 巳 刻

jakun gūsai juwan tumen čoocha, nikan be dalame
八 固山 十 萬の兵が 漢人を 征伐に
genere de' (manju gurun i genggiyen han daiming
出發する時 滿洲 國の 聰 恭 汗 大明
gurun be dalame yabuha morin i juwe tumen
國を 伐たんと 行きたる 騎の 二 萬の
čoocha be gafii duin biyai juwan ilan de tasha inen-
軍を 藉いて 四 月 十 三 日 に 寅 日

ngi meihe erin de juraka, tere jurandara de.)

巳 刻 に 出發せり、その 出發に臨みて

abka de habšame araha bihei gisun: mini ama,
天に 告げ 書きたる 書の 言葉。 吾 父

mafa, (daining) han i jasei orho be bihahakū,
祖は 大明 帝の 境の 草を 折取せず、

boihon sihabhaku, baihi jasei tulergi weile de
土地を 踏み躪さず、明白に 境 外の 事なるに

(dafii) mini ama, mafa be nikan (daining gurun)
吾 父 祖を 漢人は 大明 國は

waha, tere emu, tuttu wachi, bi geli sain
殺せり。 其 一なり。 かくの如く殺せども 吾 又 よく

banjire be buyeme, wehei bihe ilbume, nikan
過さんことを 欲して、 石 碑を 立て 漢人と

(daining) jusen (manju), yaya han i jase be
大明 女真と 滿人、 各 帝の 境を

dabaci, dabaha niyalma be saba niyalma waki,
越ゆれば 越えたる 人を知りたる 人は 殺せよ

safi warakici (waraku oci), waraku niyalma de sui
知りて 殺さざれば、 殺さる 人 に 罪

isikini seme gashuha bhe, tuttu gashuha gisun be
及ばんと 誓ひたり き かく 誓ひたる 言を

gūwaiyafi, nikan (daining ni) čoocha jase tucifi,
變じて、 漢人の 大明の 軍は 境を出て

yehe de dafi tuwakiyame tehebi, tere juwe koro,
葉赫に 味方して 看守し ゐたり。 其 二 根なり

jai niowanggiyahı (cing ho) či Julesi, giyangdalin
又 詩 河 詩 河より 以南 鴨綠江 岸

ち amasi aniyadari nikan holhame jase tüçifi jüßen
 より以北 毎年 漢人は 籍かに 境を出てゝ 女眞
 (manju) i babe durime čuwangname nungne
 滿洲 の土地を 奪ひ 掠め 奪せんとする
 jakade, da gashüha gisun bihe seme jase tüçike
 か故に 曾つて 誓ひたる 言ありければとて、境を出でたる
 niyalma be waha mujangga, tuttu wahi manggi,
 人 を殺したるは 當然なり。かく 殺したり ければ
 da gashüha gisun be daburakü ainu waha seme,
 嘗つて 誓ひたる 言葉 を 思はず、 何故に 殺したるかと
 guwangning de هنگkileme genehe mini gangguri,
 廣 寧 に 叩頭禮を なしに行きたる 我が 綱古里、
 fanggina be jifafi sele futa hüwaifafi, mimbe
 方吉納 を 捕へて 鐵 繩もて 繩して、 吾を
 albalame mini juwan niyalma be gamafi jase de
 脅迫し 吾が 十 人 を 拿へて 境 に
 wa seme wabuha, tere ilan koro, jase tüçifi
 殺せ と 殺さしめたり。其 三 帳なり。境を出てゝ
 čooha tuwakiyame tefi, mini jafan buhe sargan jui
 兵が 看守し ゐて 吾が 聘禮を 與へたる 帳
 be monggo de buhe, tere (ere) duin koro, ududu
 を 蒙古 に 與へたり 其 四 帳なり。幾
 (udu udu) jalan halame han i jase tuwakiyame
 代々 汗 の 境を 看守し
 tehe čaiha fanaha sančara ere ilan goloi jüßen
 ゐたる 斡哈 法納哈 山七拉 この 三 路の 女眞
 (manju) i tarifi yangsaha jeku be gabuhakü, nikan
 滿洲 の 耕 耘せし 粟 を 穫らしめず、 漢人の
 (daiming gurun i) čooha tüçifi bošoho, tere sunja
 大明 國 の 兵は 出てゝ 逐へり。 其 五

koro, jasei tulergi abkai wakalaha, yehe i gisun be
 帳なり。境 外の 天の 非としたる 葉赫の 言 を
 gaffi, ehe gisun hendume bihe arafi, niyalma
 取りて、惡 言 言ふために 書を 書きて、人 を
 taküräfi mimbe hačın hačın i koro aame girubaha,
 遣はして、我を 種々 の 恨を 書き 辱しめたり
 tere ninggun koro, hada i niyalma yehe de dafi,
 其 六 帳 恨なり。哈達の 人 葉赫 に 味方して
 minde juwe jergi čooha jihe bihe, bi karu dalara
 吾に 二度 兵 來れり 吾 復讐するに
 jakade, abka hada be minde buhe, abka minde buhe
 より、天は 哈達を 吾に 與へたり 天の 吾に 與へたる
 manggi, nikan han, (abkai buhe hade be, daiming
 後、 漢人の 汗は 天の 與へたる 哈達を 大明
 han) geli hada de dafi, mimbe albalame (ergeleme)
 汗は 又 哈達 に 味方して 吾を 脅迫し、 脅かし
 ini bade ungeri seme unggibufi, mini unggilhe hada
 を の 地に 遣はせ と 遣はしめたり。吾の 遣はせる 哈達
 i niyalma be, yehe i niyalma ududu jergi čooha
 の 人 を 葉赫 の 人は 數 度 兵
 süçifi (yehe i čooha ududu jergi süçifi) gamaha.
 襲ひて 葉赫 の 兵 數 度 襲ひて 捕へたり。
 abkai fejile yaya gurun i niyalma ishunde dailambi
 天の 下なる 凡ての 國 の 人、 互に 征伐せん
 kai, abkai wakalaha niyalma anabumbi bučernbi.
 か、天の 非とせる 人 敗れ 死し、
 abkai urulehe niyalma etembi banjinbi kai, dan de
 天の 是とせる 人 勝ちて 生きん 矣。 爾に
 waha niyalma be wejibure, baha oji be bederbure
 死せる 人 を 生き返へし、得たる 勝を 還らしむる

koosi bio. abkai sindaha amba gurun i han seci,
 法ありや、天の置きたる 大 國 の 汗たるものは
 gubci gurun de genu uhereme ejen dere. mini
 全 國 に 皆 共にする 主 なるぞ。 吾
 cangci de enhun ainu (ainu enhun) ejen, neneme
 のみ に ひとり 何を 何ぞ ひとり 主とせん 先に
 hulun genu emu ici ofi, mimbe dalaha, tutu dain
 扈倫が 皆 一 緒となりて、吾を伐ちたり。かく 節を
 deribube hulun be abka wakalaha, mimbe abka
 興せる 扈倫 を 天は 非とし、 吾を 天は
 urulehe, ere nikan (daining) han, abka de ejere
 是とせり。これ 漢人 大明 汗が 天 に 抗する
 gese abkai wakalaha yehe de dafi, waka be uru, uru
 如くに、天の 非とせる 葉赫 に 味方して 非を 是、 是
 be waka seme ainu beidembi, tere nadan koro. ere
 を 非 と 何故に 闘するぞや 其 七 恨なり。これ
 nikan (daining gurun) mimbe gidašaha girubaha
 漢人の 大明 國 我を 欺き 辱しめたる事
 ambula ofi, bi dosoraku, ere nadan amba koro de
 甚しければ、吾 耐へずして、この 七 大 恨を以て
 dain deribumbi seme bihe arafi abka de hengileme
 節を 興す と 書を書きて、天に 誓ひ
 bihe deijine.
 書を 燒けり。

右によつて、七大恨記事に關する實錄の滿文は、考據の滿文を殆ど其儘採用したものであること明瞭疑ふ可くもない。勿論、實錄と滿文老檔とが全部の記事に互つて如此く密接な關係にあるのではないが、兩書同記事に關

する限り、大體如此くである様に見受けられる。最近、廣島文理大の戸田學士は、滿洲實錄は太祖實錄圖を重鈔したものではなく、太祖實錄圖は本來圖のみであつたものを、それに乾隆の時、文面を附加して作りあげたものが滿洲實錄である旨教示せられた。猶、私はその理由とせらるゝ所の詳細を知らないが、然し氏の所論の如くであるとしても、その附加したとせらるゝ漢文面は、文面から推察すれば、滿蒙文とも恐らく崇徳元年纂修實錄のそれであつた筈ではなからうか。已に然りとすれば、その編纂手續きに於ては兎も角、これを實際に資料として用ふる場合には、滿洲實錄の滿文を以て、やはり實錄滿文の最古形を示すものとして取扱つて一向に差し支へないわけであり、又實際に滿文老檔との比較によつて考へ得る所は、滿洲實錄の滿文程、老檔に近似したものは無いであらうといふことである。老檔は殆どなまの儘、實錄の中に取り入れられてあるといつていい。但し記事の取捨選擇、整理案配といふことになれば、兩書自ら性質を異にすることは、已に之を史林誌上に述べたし、又なまの儘と云つても流石實錄に文飾加筆のあととは明瞭である。右掲の七大恨文に著いて見れば、冒頭數行の文言に

就いては謂ふ迄もなく、juwan tumen の無稽に過ぐるを juwe tumen と改め、'abka minde buhe manggi……'を 'abkai buhe hade be 𐰽' yeh'e i niyalma ududu jergi 𐰽ooha sacufi を yeh'e i 𐰽ooha ududu jergi sacufi と改むるなど、實録の文の鍊られたことは容易に看取される。jušen を manju に 'nikan を daiming 或ひは daiming gurun に直してゐるのも、太宗が實録編纂の時の所作であらねばならぬ。乾隆帝が手を入れたものならば、daiming (gurun) などとする筈はなく、必ずや ming gurun であらねばならぬ。滿洲實録の漢文に「明國」となつてゐるのは、滿文と照應せず、乾隆時の訂正によるものであらう。武皇帝實録の漢文に「大明國」とあるが照應する。滿洲實録漢文の原形は大體、武皇帝實録の漢文と同様なものであつたに相違なからうと思ふ。而してこゝに使用した所謂滿文老檔なるものは、乾隆末年の重鈔を経たものではあるが、まづは原老檔に近い忠實な重鈔、而して原老檔は恐らく太宗初年の編纂になる質朴粉飾なき記録といふのが、さきに私の下した推論であつた。已に老檔所記の七大恨文が實録以前に來るものであることは右に示した所で明瞭である。然らば告天七大恨文も、その眞

本又は眞本に最も接近した形は老檔の所記であらねばならぬといふことは容易に推測せられるであらうが、然るにしても老檔所記の七大恨文には全く粉飾誤謬などいふことはなかつたか。私はさういふものゝ無かつたことを更に明側に傳ふる資料によつて推考して見たいと思ふ。

二

鴛淵先生は上記清朝側に傳ふる七大恨記事には、文意に於ては大差なければとて、七大恨の各個條に就いて簡單な説明を試みられて後、明側の記録の注目せられなければならぬ旨を説き、

「而して茲に注意すべきは、以上清朝側の記事を別として、明側には如何に傳へられて居るかと云ふ事であつて明史には記されず、山中聞見錄、東夷考略等にも此條に詳しく記さず唯一つ二つを言ふのみであるが、幸に明實錄(同年四月)及び三朝遼事實錄(同年閏四月條)に見えて居るのは甚だ注目に値する。今僣宜上三朝遼事實錄の記事を個條書にして引用すれば、

一、先年、李成梁、如松父子、無故殺我祖父教場、奪

我土地、一恨。

二、又差部韃圍獵界上、殺我人搶馬匹、二恨。

三、私自過界、盜斫糧草、三恨。

四、求婚北關、賴我親事、四恨。

五、又將大兵五百名、助北關交戰、五恨。

六、縱放遼民、越地盜去參種、六恨。

七、我與北關、朝鮮、同爲藩臣、他厚我薄、七恨。故

因動發兵馬叛搶。

となる。此記事はどこ迄信用し得るか疑はしいとしても大體に於て同様の内容を記して居る以上、全然捏造ではなく、確な資料により書かれたものと思ふ。然る時、六條迄は問題なしとして、唯第七の恨に言ふ所が眞實ならんには、太祖として甚だ卑下した文句で、明に對抗する彼としては果して信じ得るか頗る疑はしい。然し一方から見れば、從來明との關係に於て、太祖實錄に就いてみてもかゝる意味の事が全く無かつたとは言へぬのであつて、前記のものに第七恨として、明を天下共主云々と云つて居るのとい脈の通ずるものがあるやうにも考へられる。實際明に與へた時にはかゝる文言を用ゐたのを、清朝側の記録には改作して、前記の如くなしたやうな事が

有らうと考へられないでもなく、此點が重要な原因、口實と言ふ學者もある。」

と述べられたが、便宜上遼事實錄所記のものを擧げて見るとし、而もその第七恨に就いて清朝側の記録の改作といふことを一應にしても疑はれたことは較々倉卒に過ぐるものではあるまいか。このことに疑念を挿まれるとしたならば、先づ滿文老檔の性質に就いて充分考慮を拂はる可きであつた。老檔の記録にも尙隱微改竄のことがありはしまいか、どうかを疑はれねばならなかつた筈である。明側の史料の注目すべきことを述べておかれ乍ら、明側の史料として最も重要である明實錄を何故省略せられたかを審かるものである。この點に就いては孟森氏も同様である。氏も遼事實錄記載の七大恨のみを擧げ、撮叙甚だ簡略で信じ得べき筋合のものではないと片付けてゐる。然し明側の記録にも尙信じ得べき明實錄のそれがあることを一向顧みてゐない。明實錄所載の七大恨は明側の記録中で最も詳細、且つ後に述ぶるが如く正確と考へられるものである。即ち明實錄萬曆四十六年（天命三年）四月甲寅の條に、

建州差部夷章臺等。執夷箭印文送進。擄去漢人張儒

紳・張棟・楊希舜・盧國士四名進關聲言求和。傳來申奏一紙。自稱爲建國。內有七宗惱恨等語。朝廷無故。殺其祖父。背盟發兵出關。以護北關。靈陽・清河漢人出邊。打獵打獵。殺其夷人。又助北關。將二十年前定的女兒。改嫁西虜。三舍・柴河・撫安諸夷隣邊住牧。不容收未。過聽北關之言道。他不是。又西關被他得了。反助南關。逼說退還。後被北關搶去。及求南朝官一員。通官一員。住他地。好信實赴貢。罷兵等言。

とあるものである。明の方に七大恨文を送附した次第に就いては、滿文老檔、天命三年四月十六日の條に、

山東、山西、河東、河西、涿州、杭州、易州八地方（實は七地方しか）の商人の撫順市に残れる十六人を歸らしめんと、路に食する銀莫大に與へ、七大恨言の書を持ちて歸り行かしめたり。

（武皇帝實錄、滿洲實錄等にも全く同意のことを記してゐるが、八地方の字だけは見えない。たゞ滿洲實錄の滿文には尙老檔の如く八地方の字が残つてゐる。かういふ點でも同じく實錄とは言ひ乍らも、漢文より滿文の方が餘程老檔に近い。）

と記し、又同じく翌閏四月二十二日の條にも、

七大恨の言を書に書き、南朝汗の魯太監の商人二名開原の人一名、撫順の人一名を南朝汗に遣はし行かしめたり。

と見えてゐる。この後の方の記事は實錄には撫順の人一名といふを記してゐないが、この老檔の所記は明らかに明實錄同年六月己未の條の所載に、

掌河南道御史唐世濟言。奴以令箭長馬。送進張儒紳等四人。給以印文夷書。有七宗惱恨之語。問其人曰東廠所差。乞將紳等。下法司勘問。而東廠太監盧受言。紳以買皮張行。因在據中。其帶來夷書則奴所威挾。並無別情。上姑不問。

とあるに照應し、こゝに張儒紳等四人とあるのは、前引明實錄、四月甲寅の條の張儒紳、張棟、楊希舜、盧國士の四名であるに相違あるまじく、此條亦以て老檔所記の信じ得べき一證を爲すものであらう。たゞ明實錄の七宗恨送進の日を四月甲寅（二十五日）に掛くるは、やゝ老檔所記と一致を見ないものである。尤も老檔によれば、四月十六日にも七宗恨文を送附してゐるから、この方が明に齎らされた時のことを記したものだとするれば、不都合は無いのだが、然しそれでは張儒紳等四名が恨文を齎

らしたことはない。これは三朝遼事實錄、東夷考略、山中間見錄其他は帳儒紳等四名が七宗恨文を齎らした時のことを閏四月のことであるとしてゐるが、日付けに關する限り、此等遼事實錄以下の記載に従ふ可きであらう。明實錄の所記は、兩度のことを一度に併せ誤つたとも混交したとも解せられなくはない。

日付けのことは兎も角こゝでは大して問題にならない様である。私は明實錄所載の七宗惱恨が、全くよく清朝所傳のものに一致してゐることを注意し度い。今理解に便のため、前記明實錄の七宗恨を條記して見れば、

一、朝廷無故。殺其祖父。

二、背盟發兵出關。以護北關。

三、斃陽・清河漢人出邊。打礦打獵。殺其夷人。

四、又助北關。將二十年前定的女兒。改嫁西虜。

五、三岔・柴河・撫安。諸夷隣邊住牧。不容收未。

六、過聽北關之言道。他不是。

七、又西關被他得了。反助南關。逼說退還。後被北

關搶去。

となる。一見甚だ簡略で清朝所傳のものに、相當相違するのではないかに思はれ様が、仔細に兩者を比較すれば

七恨の内容、七恨の順序盡く兩者の一致するを見るであらう。遼事實錄所載の七恨が、清朝所傳のものに容易に合致し難きの比ではない。たゞ第四恨に「二十年前已に定つた女を以て云々」とある二十年前の語は清朝側の記載には見當らないけれ共、これに就いては、七大恨文なるものが本來滿洲文で認められたものであるといふこと(このこと第四節参照)を考慮して見なければならぬ。建州の方から已に漢文に翻譯されて齎らされたものか、或ひは明の方で漢文に翻譯したものかは不明であるにしても、

何れにしても翻譯の中間手續きを経たものである以上、其間或ひは原文に無い所の意も加はらぬでもあるまい。或ひは又、明に送附した七大恨文には實際かゝる文句の挿入があつたものかもはかられない。遼事實錄の七大恨文も清朝の記録の改竄を考へるよりは寧ろ、天に告げたものと、明に送附したものとは相違があつた、或ひは又翻案の間、誤りがあつたと考へる方が穩當なのではあるまいか。然し何れにしても、この二十年前の文言には大して拘泥するには當るまい。看取すべきはこの一言を除けば、明實錄の所記が詳略の差こそあれ、盡く滿文老檔の所記と一致することである。

滿文老檔と明實錄とは、編纂上相互の間に何等の關係も無く、兩者夫々全く別個に傳へられた記録である。全く別個に傳へられた記録が一致するといふことは、兩記錄何れにも改變のなかつたことを示すものに他ならない。換言すれば、この場合、明實錄の記載によつて滿文老檔所記の確實にして改作なかつたことを裏書きし、又滿文老檔の所記によつて、明實錄の記事の衷文に忠實であつたことを知るものである。即ち滿文老檔所載の七大恨を以て其の原形、或ひは其の原形に最も近いものと思惟する所以である。

三

然るにこゝに孟森氏は、本篇初頭に記したが如く、天聰四年正月の木刻掲榜七大恨文なるものを掲出して、これこそ七大恨の眞本であらねばならぬ、實錄所載のものは既に刪改の手を経てゐるとした。この木刻七大恨文は甚だ長文であるが、孟氏所論の中心をなすものなので、左に同氏論文より轉載することを許され度い。

金國汗諭官軍人等知悉。我祖宗以來。與大明看邊。

忠順有年。只因南朝皇帝。高拱深宮之中。文武邊官

欺誑壅蔽。無懷柔之方略。有勢利之機權。勢不使盡不休。利不括盡不已。苦害侵凌。千態莫狀。其勢之最大最慘者。計有七件。我祖宗與南朝看邊進貢。忠順已久。忽于萬歷年間。將我二祖。無罪加誅。其恨一也。癸巳年。南關北關灰扒兀刺蒙古等九部。會兵攻我。南朝休戚不關。袖手坐視。仗庇皇天。大敗諸部。後我國復仇。攻破南關。遷入內地。贅南關吾兒忽答爲婿。南朝責我擅伐。逼令送回。我即遵依上命復置故地。後北關攻南關。大肆擄掠。南朝不加罪。然我國與北關。同是外番。事一處異。何以懷服。所謂惱恨二也。先汗忠於大明。心若金石。恐因二祖被戮。南朝見疑。故同遼陽副將吳希漢。宰馬牛。祭天地。立碑界。銘誓曰。漢人私出境外者殺。夷人私入境內者殺。後沿邊漢人。私出境外。控參採取。念山澤之利。係我過活。屢々申稟上司。竟若罔聞。雖有冤怨。無門控訴。不得已遵循碑約。始敢動手傷毀。實欲信盟誓。杜將來。初非有意欺背也。會值新巡撫下馬。例應叩賀。遂遣千骨里方巾納等行禮。時上司不究出口招贅之非。反執送禮行賀之人。勒要十夷償命。欺壓如此。情何以堪。所謂惱恨者三也。北關與

建州。同是屬夷。我兩家構釁。南朝公直解分可也。緣何助兵馬。發火器。衛彼拒我。畸輕畸重。良可傷心。所謂惱恨者四也。北關老女。係先汗禮聘之婦。後竟渝盟。不與親迎。彼時雖是如此。猶不敢輕許他人。南朝護助。改嫁西虜。似此恥辱。誰能甘心。所謂惱恨者五也。我部看邊之人。二百年來。俱在近邊住種。後前朝信北關誣言。輒發兵逼令我部。遠退三十里。立碑占地。將房屋燒毀。□禾丟棄。使我部無居無食。人々待斃。所謂惱恨者六也。我國素順。並不會稍倪不軌。忽遣備禦蕭伯芝。蟒衣玉帶。大作威福。穢言惡語。百般欺辱。文□之間。毒不堪受。所謂惱恨者七也。懷此七恨。莫可告訴。遼東上司。既已尊若神明。萬歷皇帝。復如隔於天淵。躊躇徘徊。無計可施。於是告天興師。收聚撫順。欲使萬曆皇帝。因事詢情。得申冤懷。遂詳寫七恨。多放各省商人。願望紓候。不見回音。迨至七月。始克清河。彼時南朝。恃大矜衆。其勢直欲踏平□地。明年二月。四路發兵。漫山塞野。孰意衆者敗而寡者勝。强者傷而弱者全平。嗣是而再取開鐵。以及遼瀋既得河東。發書廣甯。思欲講和。當道官員。若罔聞知。竟

無回復。故再舉兵而廣寧下矣。逮至朕躬。實欲罷兵戈。享太平。故屢々差人講說。無奈天啓崇禎二帝。渺我益甚。逼令退地。且教削去帝號。及禁用國寶。朕以爲天與土地。何敢輕與。其帝號國寶。一一遵依。易汗請印。委曲至此。仍復不允。朕耐忍不過。故籲天哀訴。舉兵深入。渡陳倉陰平之道。破釜沉舟之計。皇天鑒佑。勢成破竹。順者秋毫無犯。違者陣殺攻屠。屠席捲長驅。以至都下。朕又五次奉書。無一回音。是崇禎君臣。欺傲不悛。而藐辱更熾也。今且抽兵回來。打開山海。通我後路。遷都內地。作長久之計。爾等毋誤謂我歸去也。朕諸凡事宜。惟秉於公。成敗利鈍。悉委於天。今反稜告諭。不憚諒々者。叙我起兵之由。明我奉天之意。恐天下人不知顛末。怪我狂逞。因此布告。咸宜知聞。特諭。朕每戰必勝。每攻必剋。雖人事天意兩在。朕毫不敢驕縱。今仗天攻下此城。是朕好生一念。實心養活爾等。當卿我再生之恩。勿得驚惶。勿起妄念。若皇天佑朕。得成大業。爾等自然安康。若朕大業不成。爾等仍事南朝臣子。朕亦毫不忌怪。爾等若不遵朕命。東逃西竄。祇自尋死亡。自失囊橐。卽至異鄉別土。亦難過

活。卽行至天涯。朕成大業。爾等亦無所逃。推誠相告。咸宜遵依。附諭。天聰四年正月日諭。

蓋し本文が天聰四年當時の儘のものであることは、木刻掲榜のかたちにて遺存してゐる點から、而して又自らを稱して建州、屬夷、番夷など、稱してゐる點から何等疑ひの餘地を存しないであらう。この點に於いては確かに實錄より古く、又更に滿文老檔の編纂以前に出来たものであるかも知れない。然しこのことは、老檔なり實錄なりの傳ふる内容が、この木刻文よりは新しい、この木刻文よりは原狀に遠いものであるといふことには毫もならない。木刻文中に見える、屬夷、番夷等の言葉は流石實錄中には見えない。然し此等一二の語を別にしてこれを行文の上から見れば、寧ろ木刻文の方が武皇帝實錄の漢文より一層洗鍊されて居り、文飾を経てゐる。後者より前者の方が上手の手になつたと考へられる。比較のために武皇帝實錄記載の七大恨文を擧げて見る。

戊午天命三年四月十三壬寅巳時。帝將步騎二萬征大明。臨行書七大恨告天曰。吾父祖於大明禁邊。寸土不擾。一草不折。秋毫未犯。彼無故生事於邊外。殺吾父祖。此其一也。雖有祖父之讎。尙欲修和好。會

立石碑。盟曰。大明與滿洲。皆勿越禁邊。敢有越者。見之卽殺。若見而不殺。殃及於不殺之人。如此盟言。大明背之。反令兵出邊衛夜黑。此其二也。自清河之南。江岸之北。大明人每年竊出邊。入吾地侵奪。我以盟言。殺其出邊之人。彼負前盟。責以擅殺。拘我往謁都堂使者綱孤里・方吉納二人。逼令吾獻十人。於邊上殺之。此其三也。遣兵出關。爲夜黑防禦。致使我已聘之女。轉嫁蒙古。此其四也。將吾世守禁邊之釵哈即柴河即三山七拉即三密即三法納哈即撫安三堡。耕種田穀。不容收穫。遣兵逐之。此其五也。邊外夜黑。是獲罪於天之國。乃偏聽其言。書種々不善之言以辱我。此其六也。哈達助夜黑。侵吾二次。吾返兵征之。哈達遂爲我有。此天與之也。大明又助哈達。逼令反國。後夜黑將吾所釋之哈達。擄掠數次。夫天下之國。互相征伐。合天心者勝而存。逆天意者敗而亡。死於鋒刃者使更生。既得之人畜令復返。此理果有之乎。天降大國之君。宜爲天下共主。豈獨吾一身之主。先因糊籠部華言諸部會兵侵我。我始興兵。因合天意。天遂朕糊籠而佑我也。大明助天罪之夜黑。如逆天然。以是爲非。以非爲是。妄爲割斷。此其七

也。凌辱至極。實難容忍。故此以七恨興兵。祝畢。
拜天焚表。

これは殆ど滿文に即した翻譯である。この稚拙な漢文は到底木刻文に及ばないものである。實錄の漢文の方が木刻文より後に出来たことは明確であるにしても、滿文の原意を傳へた點に於ては實錄の漢文の方が遙かに忠實である。孟森氏が本木刻七大恨文を以て最近原狀であるなどゝしたのは謂れ無きことである。氏は滿文老檔を知らず、明實錄を顧慮しなかつたが爲に、かゝる根據なき獨斷に陥つたのであらう。

木刻七大恨文の項目順序は清朝側の記録中では少しく異様のものであるが、實はこれ、天聰元年正月、太宗が明の寧遠巡撫袁崇煥に送つた求和の書中に見えるものに他ならない。この時の七大恨文は、幸ひ鴛淵先生が參考迄にと滿文老檔中から譯出しておかれたので、左に拜借掲載し、木刻文との比較を試みよう。

癸未の歲、吾二祖を全く罪なきに爾等漢軍は明らかに殺せり。此一なり、癸巳の歲、葉赫、哈達、烏喇、輝發、蒙古は合して、全く罪なき吾に兵は來侵したりき。天は吾を是となし、彼等を非となせり。

其時、爾等漢人は吾に與せず、其の後、哈達の人は又吾に兵を來侵しぬ。其時、又漢人は吾に與せざりき。己亥の歲、吾は報復に哈達を伐たんとせるに、哈達を天は吾に與へたりき。爾等漢人は哈達に味方して、吾を脅迫して、哈達の部屬を回つて哈達に還らしめたりき。吾の還らしめたる哈達の人を葉赫が掠し去りても、爾は全く論ぜず、爾は中國と稱するならば中央に居て、公正を以て見よ。吾にはよく與せず、哈達にはよく味方す、葉赫にはよく默す。爾の邪なる事、其二なり。父祖を殺すとも又よく過さん事を念じて、戊申の歲、境のほとりに石碑を立てしめ、天に白馬、地に烏牛を刑して誓ひし言葉。漢人竊かに境を出づれば漢人を殺し、女眞竊かに境に入らば、女眞を殺すと云ひたりき。癸丑の歲、漢軍は境を出で、葉赫に味方して看守すべく兵を出せり、此三なり。又境を越えたる人を知りて、殺さざる人に罪及ばんと誓ひたりき。其後漢人は竊かに境を出で、女眞の土地を害せんとしたるが故に、曾て誓ひたる言ありとて殺しぬ。それを何故に殺せるやとて、廣寧に使者として遣はせる綱古里、方吉納

を鐵繩に縛して、吾を脅迫して吾の十人を報復して殺したり。此四なり。葉赫に兵を看守してゐて、吾の聘禮を與へたる葉赫の娘を蒙古に與へたり。此五なり。又漢兵は出で、幾代々、境を守りて居たる女眞の住家を火放ち、耕耘せし粟を穫さしめず、逐ひはらひて、境沿各々三十里の外に石碑の石を移して、女眞の土地を奪ひ取りたり。人蔘、貂、五穀、賣る樹は凡て土地より産するなり。(この)頼りて生活する土地を奪ひ取りたる事此六なり。甲寅の歲、葉赫の言を取りて、惡言を言ふべく、書を書きて官人を遣はして、吾を種々の怨を書きて辱かしめたり。此七なり。大怨は此七なり。其小怨を、何をか數へん。かくの如く怨ましめ、辱かしめたる事に、耐へずして師を興したり。

これによつて見れば、つまり木刻七大恨文なるものゝ實は天聰元年作制の七大恨文に據つたものに他ならないことを看取するであらう。而も思へば、このことは甚だ當然の感がある。天聰元年と同四年と其の間の隔りは幾何もない。天聰元年の七大恨文は太宗としてはその最初に、清朝としてはその第二回目に掲げた所のものであ

る。太宗第二回目のもゝとして掲げられた木刻掲榜七大恨文が、太宗初回の案文に依據したのは、甚だ當然のことと思はれる。と同時にこのことは又、木刻七大恨文が決して最初の狀を示してはゐないことを語るものともせられよう。

たゞこゝに些さか説明を要するのは、木刻文の第七恨が、老檔所記のものに比して一見甚だしく別物の様に讀まれることである。然し實はこれ別物ではない。太祖の掲げた第六恨、即ち葉赫の言葉を通聽し、人を遣はして罵つたの事を太宗の天聰元年の恨文中では、その第七恨にあげてゐるが、前者ではこのことのあつた年を示してゐない、後者に於いて甲寅の年のことであつたと説いてゐる。ところで甲寅の年に人を遣はして罵詈したといふ事件は、即ち木刻文第七に言ふ所のもの以外に無い。それは滿文老檔、太祖甲寅の年四月の條に、

漢の萬曆汗彼の肅備官を遣はし、大臣とたかめ、八人轎に乗り、汗の書に叩頭せよと憎々しげになし脅やかし、ありとあらゆる惡言、古く過ぎたる故事を罵しり言ひたる書を揚げ言ひたれば、聰恭汗言ふ、汝の脅かす書に吾何故叩頭せんやと云ひて、惡言に

は惡言を酬ひ、善言には善言を報ひんと云ひて、見ずして送り歸しぬ。(實錄には守備蕭伯芝を遣はしたとある。)

とあるものによつて、明らかであらう。この事件を立證するものは、明實錄萬曆四十三年正月乙亥の條に見える遼東巡撫郭光の疏中に

今日籌遼。必以救北關爲主。惟是奴酋反覆靡常。頃撫臣提兵出塞。遣羈酋佟養性爲間諜。遣備禦蕭伯芝爲宣諭。諭之退地則退地。諭之罷兵則罷兵。而察其情形。實懷叵測。

と述べられてゐるものである。但だ、明の方で葉赫の言を過聽して蕭伯芝なるものを遣はしたのか、どうかに就いては、明瞭に記録された所がないけれ共、當時の明と葉赫、葉赫と奴兒哈赤との關係を考へたならば、明が葉赫の言に聞くことも、葉赫が明に建州を惡言することも充分にあり得たことだらうと思はれるし、又かゝる事はなかつたとしても、かゝる事があつたに相違ないとの疑心を建州側に懷かしむるには充分な情勢にあつたと思はれる。又臆測を廻らせば、太祖の時には葉赫の惡言を過聽したと考へたことも、太宗の木刻文を掲げた時には、

その疑ひに過ぎたるを思ひ、この葉赫の惡言云々の文句だけを削り取るに至つたものではないかといふことにも想倒されはしまいか。

又假令ひこの蕭伯芝のことゝ、葉赫の惡言云々といふことには全く關係が無いとしても、それは太祖の掲げた七恨と太宗の木刻七恨とが相違するといふことを示すだけのものであつて、孟森氏の説くが如く、木刻文が太祖の掲げた七恨文の原狀を示すものであるといふ理由には毫もならない。氏は黃道周の四夷考(博物典彙所收)に云ふ、「相傳虜鍊蜜爲糗糧。撫臺疑其事。未敢訟言於朝。密使遼陽材官蕭子玉。僞稱都督。叩命問故。子玉盛具仗。東臨虜境。酋不郊迎。子玉大怒。詬虜曰。天使儼臨。而大都督不出。是辱皇朝也。將歸問罪。奴酋聞之。懼然屬囊韉。跪迎道左。供具甚豐腆。子玉大喜。相與盡懽。徐致詰不貢市之命。酋從容對曰。本部之蜜。猶天朝五穀也。五穀有不登之年。天朝將誰是詰耶。本部五年來。花疎蜂死。是以不供。俟春枝花滿。醲熟蜂衙。當復貢市如初。比瓊事耳。何煩聖慮。厚贈子玉。並轡而出。至別處。從馬上拍子玉肩笑曰。汝是遼陽無藉蕭子玉也。安得假稱都督。臨我郊境。我非不能殺汝。奏之聖明。願

不忍貽天明以辱耳。爲我致意撫臺。後無再作許事。子玉狼狽西奔。撫臺聞之。閉門累日。中國每事貽笑遠人。安得不啓其輕侮之心哉。」との記事を引用し

子玉當卽伯芝。據此則明人方以爲恨。而太祖列入七大恨中。亦自覺無事生事。後各本皆刪此條。而析別條以足其數。要之此條決爲太祖時原文。非太宗所屏入也。

と論じてゐるが、この條にして太祖時の原文ならば、明實錄萬曆四十六年四月の條の七大恨記事中、「過聽北關之言道。他不是。」との條は如何にして書かれたか。孟森氏の所論は洵に謂はれ無きことと言はねばならぬ。又氏は四夷考の記によつて、かくの如くんば、明人こそ恨となす可きであるとすれ共、これも甚だ意を得ぬ見解である。都督を僞稱し看破せられて狼狽西奔したとは、之全く笑ひを貽したことのみに。之を恨みとなさば當に逆恨みといふ可きである。思ふに氏は本刻文を以て眞本であるとの結論に急いだあまり、かゝる不合理な解釋をも敢て試みるに至つたものなのであらう。而して氏はこの條を以て他と別條となすけれ共、實は一見の相違のみ別條とすべきに非ざることには已に前記の如くである。

要之するに、太祖の告七大恨は滿文老檔天命三年四月十六日の條に見ゆるものであつて、太宗の天聰四年木刻揭榜七大恨が太祖時の原文を示すもので何でもない、但し太宗の木刻文も、それはそれで太宗の掲げた七大恨眞本である、太祖の掲げた所、太宗の掲げた所、各々夫々に相違があるのであつて、之を或る一個に歸せねばならぬとの、漠然とした考へから論を進めた所に孟森氏の誤りがあるといふのが私の論ぜんと欲した所である。

*相違といふのは内容の相違ではない。内容には以上論ずる所の如く何等相違ないものと認められる。こゝに相違といふのは項目の次序、文言の相違等を指すのである。

四

ところで茲に更に考へて見なければならぬことは、明國側に齎らされた七大恨文が滿文で書かれてあつたか漢文で書かれてあつたかである。孟森氏は、遼事實錄萬曆四十六年閏四月の條に

奴兒歸漢人張儒紳等。貢夷文請和。自稱建州國汗。備述七宗惱恨。呈按院陳王庭。内云……。

とあるを指し、明に齎らされた所のものは原と夷文である。情節之を譯述に得たものであつて、建州國汗といふ

が如きは、當に之、譯者が意を以て爲したものである。

これ原來漢文の據る可きものなかつたがためで、其の實は金國汗とあつた筈である。」と説き、齎らされた所の夷文なるものは、漢文でなかつたことを言つてゐる。夷文といふのは、遼事實錄、東夷考略、山中聞見錄其他に記すところであつて、明實錄には夷箭印文といふことに已に記す所の如くである。夷箭印文の意味は猶明瞭で無いが印を押捺した夷人の公式文書といふ程の意味ではなからうか。たゞこの夷箭印文なり、又は夷文なりの語だけからでは、直ちに夷文字の文書といふ程の意味は出難い、夷文字の文書の意であるか、漢文で認められた夷人の文書の意であるかは、聊さか決定し難いものと思ふが、然し明側に所謂建州の番文を解する用意のあつたことだけは明らかに認められる。即ち神宗實錄、萬曆四十二年九月壬戌の條に收められた山東御史翟鳳翔の上疏中に

至于定碑立界。原自不差。明書不敢越種。明白鑄有番文。異日以從違定。

とあるものによつて推察に難くないかと思ふ。定碑立界は此の年五月のことであつたが、東夷考略には

大書番字碑陰。自明年永不敢越種。

とあり、漢番兩文を以て記したと讀まれる。即ち萬曆四十二年當時には已に番字を以て重大な兩國交渉問題の實用にすら供せねばならなかつたことを知るものであるがこゝに番字といふのは、當時の建州の情勢から考へれば已に滿語を蒙語に移譯したものではなくて、滿語を寫するに蒙字の發音だけを借りてゐたもの、即ち所謂、舊滿字であつたと私は考へる。明人が滿語滿字の如何なるものであるかを解したのは、猶萬曆四十二年以前にあつたのである。明人の建州を鎮撫せんがためには、自ら滿語の如何なるものであるかを解しなければならなかつた筈である。定界碑陰には滿字を鑄つて、建州人の理解に供しなければならなかつたのである。明人が建州語を理解することの必要の方が、建州人が漢語を理解することの必要より一層痛切なものがあつたかも知れない。鮮人李民寧の建州聞見錄は天命四年當時の實情を記して甚だ信據し得べき性質のものであるが、このうちにも建州は只蒙語しか知らないと言つてゐる。建州はそれで、こと足つたのである。天命三年四月、明に送つた七大恨文の後に付して、建州が明に通官一員を送らんことを求めたのは、明の側にその用意があつたからであると解される。

かく見來たれば特に明に送るに漢文を以てする必要はなかつたかに考へられる。萬曆會典^{第二百一}には『女直夷人襲替。譯審辯勘明白。兵部具揭帖赴內閣查對原勅底簿』といふ記事すら見られる。譯語來文に見える極く定形的な文書の如きはいざ知らず、兎も角一般文書に漢文の使用されたものでないことは推想されようかと思ふ。遼事實錄、萬曆四十六年四月十五日の條に、奴兒哈赤が撫順城を攻陥したことを記し、

城遂陷。永芳降。奴去鬚髮爲夷。與奴締婚。百惟調度。因以漢字傳檄清河。

とあるが、特に漢字を以て檄を傳へたと記してゐるのは漢字を用ひたことの異様な感を起さしめたこと、換言すれば建州からの文書も番字を以てすることが普通であつたことを語るものではあるまいか。

結局、孟森氏の番字文書であつたと説く所を支持せなければならぬのであるが、然し又その必ずしも然らざるかを考へしむるものがある。前記、鮮人李民奭の建州聞見錄によると、

胡中只知蒙書。凡文簿皆以蒙字記之。若通書我國時。則先以蒙字起草。後華人譯之以文字。

とある。蓋し實情を寫して誤らざるものと思惟される記録であるが、朝鮮にのみ漢文書を送り、明には送るに夷字文書を以てしたといふことは考へられるだらうか。又一般狀勢は兎も角として、七大恨文に關する限り、これが漢文であつたのではないかと考へられる節がある。海濱野史の建州私史中卷、萬曆四十六年四月十五日の條に撫順陷落のことを記すのは、前記遼事實錄の所記と同じ乍ら、この方には清河に傳へた檄文の中に七恨事の言つてあつたことを述べて、

城（撫順城）遂陷。因以漢字傳檄清河言。有七事卿恨

とある。この記事は強ち根據なきものではなく、已に述べた様に、滿文老檔、天命三年四月十六日の條には、明の商人十六人に七大恨言の書を執つて放ち歸らしめたことを記してゐる。然らば建州私記に見える所は、この記事に照應するものに他なるまいかと思ふ。尤もこの際に於ける七大恨文は、之も前述の如く、張儒伸等四名によつて齎らされたと考へられるものではない。然し乍ら何れにしても同じく七大恨文であり、而も前後一ヶ月の差あるに過ぎない。兩七大恨書に格別の差異はなかつたもの、更に言へば共に漢文のものでありはしなかつたか

。畢竟、明に送られた七宗恨文が滿文であつたか、漢文であつたか、或は兩者併用したものであつたか、その邊のことは今の私には何れ共、判定し得ない。判定することは出来ないけれ共、その原文が何れは番語で認められてあつて、建州の方でか、明の方でか、どちらかの側で漢文に譯述されたものであるには相違ない。が然し「建國」若しくは「建洲國」の文字は譯述の際、譯者の意を以て勝手に作られたものであつて、元來、金國(汗)とあつた筈であるとする孟森氏の説は如何あらうか。(建國といふは明實錄に、建州國汗といふは遼事實錄其他に見える所である。)

清國側の記録では、このことは一向明瞭でない。滿文老檔や實錄に記載する天命三年四月の告天七大恨文には建國とも金國とも出て來ない。明に送付した所のものに就いては、たゞ七恨文を送つたとのみあつて、内容に就いては格別記す所が無いけれ共、然しそれが明に送られた文書であるからには、その文書劈頭先づ建國(汗)——或ひは孟森氏の説に従へば金國(汗)——云々の書き出しを以て始められてあつたに相違なからうことは、其他の

文書形成からも容易に想像される。明實錄や遼事實錄の記載が先づ、自ら建國(汗)と稱したことを述べて、次いで文中に七宗惱恨の語あることを述べてゐるのは、文書の形が右の如くであつたことを語るものに他なるまい。

然らば建國若しくは建州國汗なる語の存否に就いては如何考ふ可きか、私は孟森氏の説く所には従ひ難い。山中聞見錄建州編萬曆四十四年の條に

太祖自稱建州國汗。建元天命。

とあるは、後來推記の疑ひあつて従ひ難いにしても、内閣本神宗實錄萬曆四十六年八月己丑の條に見える朝鮮王李瑄の上表中に

奴酋女直遺種。竊據險阻。潛蓄兇謀。始爲龍虎將軍。轉稱建州王。吞忽溫。婚蒙古。統合諸部。

とあるは、彼等が建國、建州國汗、或ひは建州王などの諸號を使用した證據となるものに違ひあるまい。尤も滿文老檔には、此等の稱號を使用したことは見えてゐない様である。然し同時に、この當時金國或ひは金國汗等の稱號を使用したことも見えてはゐない様である。金國の稱號が老檔に始めて現はれるのは、恐らく天命六年三月二十一日の條に *anaga aisin gurun i han* (後金國汗)

とあるものを以てすべきであらう。然しこの稱號の存在を尙溯つて確かめ得る記事は、皇明從信錄及び遼事實錄萬曆四十七年五月の條に、

朝鮮咨報。奴酋僭號金國汗。建元天命。指中國爲南朝。黃衣稱朕。詞甚侮慢。

とあり、更に朝鮮の光海君日記、同年四月十九日の條に收められた備邊司回啓中に、

胡書中印跡。令解篆人申沙權及蒙學通事翻解。則篆樣番字。俱是後金天命皇帝七箇字。(稻葉博士は後字の次に國字を脱

せるならんとせらるる光海君時代の滿鮮關係二〇八頁)

とあるものである。明側に言ふ朝鮮咨報なるものは、恐らく光海君日記に見ゆるが如き事情を驚き報じたものであらう。よつて見れば、老檔に建國或ひは建國汗等の稱號が記されてゐないからとて、それはたゞ／＼現はれずして終つたものと解す可きである。これはかゝる稱號の使用が大概對外交渉の際にあることが、主要な原因をなすものであらう。老檔によれば jushen 若しくは jushen surun を以て自らを稱するのが普通である。太宗の時代に入つても、その初年は尙そうであつた。金國汗云々と冒頭して書き出した文書が、そのなかでは jushen (surun)

と自稱してゐる。木刻七宗恨文の如きも、大金國汗云々と書き出しておき乍ら、なかでは建州或ひは屬夷とすら自らを稱してあやしまない。

而して朝鮮で、萬曆四十六年八月の建州王の稱號の不法に驚き、翌四十七年四月には更に後金國皇帝の印跡に驚愕してゐるのを見れば、建州國から後金國への稱號の轉移は、大體萬曆四十六、七年の交にあつたものとしなければならぬ。換言すれば後金國の稱號は萬曆四十六、七年の交に起り、或ひは四十七年三月薩爾滸戰役後の一大轉換期に際してのことではなかつたか。後金國以前には建州國の稱號があつた、而してそれは朝鮮の咨報あるその以前、已に萬曆四十六年四月には明國では七大恨文中の該稱號に驚いてゐたものと考へらる可きものである。建州國の稱號が何時頃起きたものかは不明である。然しその記録に現はるゝの多からず長からざるに見れば、極く短期間の稱號に過ぎなかつたのだらうかと思ふ。

太祖武皇帝實錄及び滿文老檔、天命四年五月二十八日の條に、「朝鮮國平安道觀察使朴化政書于建州衛馬法足下云々」といふ朝鮮からの文書を載せてゐる。朝鮮の方で故意に建州王、或ひは建州國の稱號を避けた痕跡が見られぬではない。又滿洲國の稱號に就いては、近く三田村學士の詳細な

論考の發表がある筈であるから就いて見られ度い。

五

終りに尙、太宗天聰元年正月、與袁崇煥書中の七大恨文に關する孟森氏の所論に就いて一言しておき度い。この恨文が滿文老檔に記載されてゐることは前々節中、鴛淵先生の翻譯文を借用して示しておいたが、これより先金梁氏も本恨文を其所刻滿洲老檔秘録中に翻譯紹介した。その全文は、

滿洲國皇帝致書於袁巡撫。吾兩國所以構兵者。因昔日爾遼東廣寧守臣。尊視爾皇帝。如在天上。自視其身。如升霄漢。俾天生諸國之君。莫能自主。欺藐陵轍。難以容忍。用是始告於天。興師致討。惟天公正。不論國之大小。僅論事之是非。以我之是而是之。以爾之非而非之。如癸未年。爾國無故興兵。害我二祖。一也。癸巳年。葉赫・哈達・烏拉・輝發與蒙古侵我。天以我爲是。以彼爲非。彼時爾明並未授我。後哈達復來侵我。爾明又未曾助我。己亥年。我兵伐哈達。天以哈達畀我。爾明乃庇護哈達。偪我復還其人民。我既釋還哈達之民人。復爲葉赫掠去。爾

國則置若罔聞。爾既稱爲中國。宜秉公持平。乃於我國則不救援。於哈達則援之。於葉赫則聽之。偏私至此。二也。爾明雖屬啓蒙。卽至害我二祖。我猶修好。故於戊申。勒碑界邊。刑白馬烏牛。誓告天地云。兩國之人。毋越疆圍。違者殛之。乃癸丑年。爾國以衛助葉赫。發兵出邊。三也。又曾誓云。凡有越邊境者。見而不殺。殃必及之。後爾國之人。潛出邊境。擾我疆域。我遂前誓殺之。爾乃謂我擅殺。縲繫我使臣綱古里・方吉納。又索我十人。殺之邊境。以逞報復。四也。爾以兵衛助葉赫。使我國已聘葉赫之女。改適蒙古。五也。爾又發兵。焚我累世守邊之廬舍。擾我人民之耕耨。不令收獲。且移置界碑。於沿邊三十里外。奪我疆土。其間人參貂皮五穀財用皆產焉。我人民賴此以爲生活者。攘而有之。六也。甲寅年。爾國聽信葉赫之讒言。遣使以書來。種々惡言。肆行侮慢。七也。我之大恨有此七端。至於小忿。何可勝數。陵僞已甚。用是興師。(下略)

とあるのであるが、孟森氏は本譯文に就いて、「此書中仍以七恨爲說。其七端頗與實錄不同。惟金梁之譯滿文老檔。絕不可信。如此一則中。稱滿洲皇帝等文。

當時尙未發生滿洲之名。其爲不根可知。但或譯人就滿文隨意翻譯。致將金國汗譯成滿洲皇帝。猶或可說。然其文乃用東華錄所載。字句略同。譯者豈能翻譯時。一一與東華錄相合。則知凡東華錄所有者。所謂滿文老檔。或但檢得其標題。卽鈔撮東華錄以了事。不顧滿文之真相也。今錄東華錄天聰元年正月丙子文如下。」

とて東華錄同條の全文を挙げ、これを以て、金梁譯する所の七大恨文が、實は竊かに東華錄を取つて人を欺いたものであることを明證する、金梁譯文中には此の件に似たものの極めて多く、俱に僞作であること疑ふ可くも無いと酷評した。金梁氏の滿洲老檔秘錄譯文の甚だあやしげなものであることは、まぎれもない事實であつて、極端なものになると原老檔には全然片鱗すら見えない様な記事迄載つてゐる。全く孟森氏の指摘する様な、いかゞはしい譯出の方法によつたとより思へない。

然しこの七大恨文に就いては、孟氏の非難する所は當らないのである。たゞ滿州皇帝の稱號をしりぞけたことだけは、事實滿文老檔には *aisin gurun i han*……と出てゐる。又東華錄と盡く合致することも事實であり東華錄を寫したことを咎められても仕方ない。然し七恨

の七端が實錄（こゝでは太祖實錄を指す）と同じでないといふ非難は見當違ひである。太宗時の七恨と太祖時の七恨と、それが同一であらねばならぬ理由は少しもない。同じでなければならぬとする孟氏に根本的な違誤がある。金梁氏の譯文が東華錄の剽竊に過ぎないものであるといふことは兎も角、この譯文が、さきに示す所の鴛淵先生所譯滿文老檔收載七大恨文と、其の七端凡て相同じきを見よ。（但し、これはもとより金梁氏の功ではない。滿文老檔から太宗實錄、太宗實錄から東華錄に至る間、本七大恨文に變改のなかつたことを示すに過ぎないのだが。）而してこの滿文老檔所載の七宗恨は、孟森氏舉ぐる所の木刻七恨文に七端凡て相符するものであることも、又木刻七恨文が太祖實錄の所記と同じでない、これこそ七恨文の原形でなければならぬとする孟氏の所論の憑據なき臆斷に過ぎないものであることも、已に之を前節に指摘した。

天聰元年正月の七宗恨文は、尙山中聞見錄中に收載されてゐるものに就いても注意してみる必要がある。園田一龜氏によれば、（書香、第五十一號）
（山中聞見錄に就いて）同書の著者管葛山人こと彭孫貽が、同書編纂のため多く據つた所は、萬曆

武功錄及び東夷考略等であるが、太祖朝後半及び太宗朝の史實は明實錄及び其他より取捨選擇して編述したものであらうと。

所で同書所載の天聰元年の七宗恨文は明實錄には見えてゐないから、園田氏の其他と言はれる資料に據つた筈であるが、然らばそれは何であつたか。私は同書所載の七大恨が、餘りにも太宗實錄(康熙修本)所收のそれに酷似してゐることに驚くものである。試みに兩者を併載して見る。(聞見錄の方を底として掲げ、實錄の聞見錄と)
(相違する字句は括弧内に入れて示した。)

滿洲國皇帝致書袁巡撫。(中略)爰告天興師。惟天不論國之大小。止論事之是非。遂以我國爲是。何以言之。如癸未年。爾國無故興師(兵)。害我二祖。一也。癸巳年。葉赫・哈達與蒙古(葉赫・哈達・吳喇・輝發與蒙古)無故會兵侵我。幸(蒙)上天是我而非彼。其實(時)爾國並未我援(援我)。後哈達復來侵我。爾國又未曾助我。己亥年。我(コノ字ナシ)出師報哈達。天逸以哈達付我。爾國迺(乃)庇護哈達。逼我復還其人民。後我所還哈達之人。復爲葉赫掠去。爾國又置罔聞。爾既稱爲中國。宜居中持平。迺(乃)於我國則不援。於哈達則援之。於葉赫則靜聽之。此乃爾之偏(私)

二也。二祖雖被害。猶欲修好。故於戊申年。勒碑邊界。刑白馬烏牛。誓告天地云。漢人有潛出邊境者殛之。滿州有私入邊境亦殛之。癸丑年。爾國迺(乃)兵出邊。防衛(禦)葉赫。三也。又曾誓云。凡有越邊(境)者。見而不殺。殃必及之。後爾國之人。潛出邊境。擾我疆域。我因違前誓殺之。爾迺(乃)謂我(コナ)何故擅殺。遂縲繫我遣往廣寧使臣綱古禮・方吉納。且(勒)索我十人殺之。以逞報復。四也。爾以兵防衛葉赫。以我國所聘葉赫之女。改適蒙古。五也。爾又發兵。焚我累世守邊廬舍。擾我耕耨。不令收穫。且展立石碑。置沿邊三十里外。奪我疆土。其間人參貂皮五穀財用產焉。我所賴以爲生者。攘而有之六也。甲寅年。聽信葉赫之言。遣使遺書。以種々惡言辱我。七也。約計大恨有此七端。至於小恨。何可悉數。

右の如く、實錄との間に殆んど差異あるを見ない。このことは、山中聞見錄なる書の性質を考へて見ると興味あるものがある。山中聞見錄は乾隆の禁毀本である。本書の内容からすれば當然のことであるが、それでも尙若干意を以て清朝のために改刪したと思はれる痕跡がある。

このことは園田氏が、（前記同）「本書の記事には、或ひ

は故意に改刪せるものではないかと考へらるゝ點も少くない。例へば西人志、東人志の如きは、本來、西夷志、東夷志とあつたと思考される。本文に太祖とあるも、前後の字句及び武功錄等に照し考ふるも、奴兒哈赤とあつたに相違ない。」と指摘されてゐるのである。七宗恨最初の滿洲國皇帝の字句の如きも、本來金國汗とあつたことは前記の通りであるが、さて然らば聞見錄の著者彭孫貽は如何にして前記の如く太宗實錄所載殆んど其儘の七宗恨文を入手し得たものだらうか。彭孫貽は明の遺人であるといふことの他、彼の閱歷其の他に就いては一向私は知る所が無い。従つて明確なことは言ひ得ないのだけれども、彼にして清の太宗實錄を見得たなどいふことは少々考へ難い。とすると、これはかの太祖の七宗恨を清の側と明の側とで夫々別系統に且つ改變なく傳へたのと同じ事情に考へらる可きことゝなりはしまいか。而も太祖の七宗恨は、明側のものは簡略化されたものであつたのに、これは全文全く清側から送られた儘の形で傳へたといふことになる。然し又、彭孫貽が假令ひ直接にはなくとも、何等かの手段によつて清朝所傳の太宗七宗恨

を知り得たのではないかといふことも決して考へられぬのではない。このことは結局、山中聞見錄を以て果して純粹な明側の史料と目し得るや否やといふ問題を呈出することになるのだが、この解答は今、私の能くし得ない所、幸ひ博雅の士の示教に仰ぎ度い。

最後に尙、「滿文太祖高皇帝本紀書」なるものに就て付言しておき度い。鴛淵先生は滿洲實錄の滿文を見得ざるは遺憾であるが、代りに故内藤先生遺藏書中の滿文太祖高皇帝本紀なるものゝ七大恨滿文を擧げ、老檔の滿文と比較のため譯出掲載するとされたが、たゞこれを譯載されたのみで、滿文太祖高皇帝本紀書に就いても、或ひは又この譯載された七大恨文に就いても別に考究を加へられる所なかつた。かくては比較のため、譯出するとされた意圖が明瞭でないかに思ふ。

この滿文太祖高皇帝本紀といふものが、實は清朝國史中の太祖本紀であること、卑説「清三朝實錄の纂修」中に述べた。清の國史は康熙二十九年に最初の勅諭があつたのだが、途中如何してゐたものか、乾隆元年に至つて始めて太祖本紀だけが完成した。恭仁山莊本の最初に、
「amba ŋing gurun i bengi bihe i šošohon kooli. 大清

國の本紀書の副典」とある。國史も實錄同様副典の具へられたものであらう。(但し山莊本は副典其物ではない。

副典の寫しである) 其の記事は實錄に比して遙かに簡單である。已に内藤先生も言はれたが如く(讀史叢錄) 實錄の抄録とも見られるものであり、又乾隆の完成に成るものとして見る可き記載の無いのも當然であらう。加ふるに本來漢文を主體としたものであらうことは、乾隆初年頃の作製になると思はれる三朝書單といふものに、

太宗本紀四本 漢稿完
清字繙完 二本尙有二本未繙

世祖本紀九本 漢稿完
清字繙完 六本尙有三本未繙

などゝ記載されてゐることによつて略々推察に難からざる所である。つまり實錄(といつても初期のものゝ謂ひであるが) などゝは逆に、その滿文は漢文に即して翻案されたと考へられるものである。ただ現在、殊に我々の手許では、この國史なるものを殆んど見るを得ないので山莊所藏の滿文太祖本紀も一個珍物視はされ得ようが、上述するが如き編纂過程のみからでも略々推察し得る様に、其の内容は特に究明に値ひする程のものではない。蓋し鴛淵先生も本書内の七宗恨文を譯出しては見られたが、東華錄よりも尙簡略な程のこの滿文に就いて特に付

言すべき何物をも見出されなかつた所以であらうと思ふ。

以上は鴛淵、孟森兩先生の七宗恨文に關する所論の紹介にあたり、若干私考の挿加を試みたものに過ぎないこと、最初にお斷りしておいた通りである。上記兩論文が七宗恨に就いて記述された所は、猶資料を呈出したといふ範圍を出ないかに思ひ、聊さか卑見を以て之が檢討を試みたつもりである。然し乍ら兩先生の論文殊に鴛淵先生のそれが滿文關係の資料を盡く紹介繙譯し、次に來る可き研究に資せられた便益は大きい。小篇の作製も全く上記兩論文に負ふものであることを感謝する。私は更に他日稿を改め、七宗恨の研究に就いて問ふところあり度う。

(一〇、一〇、二九)

○本篇の表題を表紙目次にヌルハチ七宗恨論としたのは便宜上のことであつて、本篇の内容が到底かういふ堂々たる題目に副ひ得ないものであること、單に鴛淵、孟森兩先生の所論に依據して成つたに過ぎないものであることは、讀者の叱正を俟つまでもなく、私自身が最もよく承知してゐる。

○たゞ本篇は曩に史林誌上に發表した拙稿「清三朝實錄の纂修」に對する若干の補論といふ様な意味で、滿文老檔と滿洲實錄滿文其他資料との關係に就き、七大恨文を舉例として實際的説述を試みたつもりであるが、ついでこゝに一言附加しておき度いのは、先の拙稿中、滿文老檔纂修の過程に關聯して考へた、マンヂユ・グルン (manju gurun) の稱呼に就いてである。

滿洲の名稱を以て、太宗國號創定後の創作乃至僞作であるとする事は、内藤、稻葉兩博士の論説後、大體學界の通説とする所であるけれども、獨り矢野博士は、滿洲といふ名稱が清の國號創定以前には部族の名稱としてもなかつたといふことは、單に明人や朝鮮人の記録に見えないといふだけでは不十分である、清の太宗が清の國號を創定し、金の國號を抹削するにつけて、それまで全然なかつた滿洲の名稱を急に考へ出して來たと考へるよりは、既に部族の名稱として知られてゐた滿洲を清以前の國號であつたといひ出したと考へる方が却つて穩當でないかとの説を主持して來られた。さきに私は滿文老檔の纂修様式に關して一應の考察を試みた際、乾隆重鈔滿文老檔につき、其中に見えるマンヂユ・グルンの稱號は、私の到達し得た重鈔様式に關する考へ方に據る限り、矢野博士の説を支へる資料とならなければならぬものである、只遺憾なことは、重鈔以前の原老檔に就き、果して全くマンヂユ・グルンの文字が後來の竄入に係るものである様な

ことがありはしまいかを檢し得ないことであるとの旨を述べておいたが、近頃、三國谷氏が親しく北平故宮の原檔について調査せられた所によれば、右マンヂユ・グルンの文字は、豪も竄入などされたものでなく、正しく原老檔の始めより書かれてあつたものに相違ないといふことである。これによつて見れば即ち、滿文原檔は無圈點文字で書かれてはゐるが、それは天聰六年以後應々無圈點文字で書調した記録であるといふ、有り難い證據の舉げられない限り、マンヂユ・グルンの稱號は尠くとも天聰六年以前、太宗國號創定前からして已に存在したものと考へられねばならないものである。但しこの稱號が、太宗國號創定以前に用ひられたとしても、それが果して何時頃のことであつたか、又嚴密には如何程の意味に於いて用ひられたか、尙充分考究の餘地がある。(この餘地は近く、三田村氏などによつて埋められるであらう)

○右、七大恨論中、恭仁山莊文庫の滿文太祖本紀なるものに就いて一言しておいたが、最近羽田先生も同書一本を入手せられた。山莊本よりは立派な古鈔本で副典の文字も無い。其の體裁から見て或ひは傳へ聞く、國史館の草稿本ではあるまいかと考へられるものである。

(以上、一一、三、一三 附記)